

教育委員会会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開して
います。

.....

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

平成30年8月教育委員会会議：定例会

期 日 平成30年8月15日（水）開会 午後2時00分
閉会 午後2時47分

会 場 社会福祉センター2階会議室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員
熊倉 夏子 委員

傍聴者 1名

出席職員	教 育 長	茅野 達也(再掲)	教 育 次 長	花島 英雄
	教育総務課長	川島 淳一	学 務 課 長	久保田宜孝
	指 導 課 長	相蘇 重晴	教育センター所長	佐藤 和浩
	社会教育課長	高橋 慎一	文 化 課 長	鈴木 千春
	教育総務課企画財務班長	今川 孝夫		
事 務 局	教育総務課教育総務班長	鈴木 康二	教育総務課教育総務班	千々岩和代

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

- ・議決事項3件の上程

2 報告事項

① 教育長より2件報告

- ・7月20日開催の印教連常任委員会及び教育長会議、好学チャレンジ教室について報告する。

1点目の印教連常任委員会及び教育長会議について、主に教育長職務代理者研修、研修視察、教育功労者表彰について協議をした。職務代理者研修については、9月7日に開催する。研修視察は、富里市が担当し、11月9日に行う予定である。印教連教育功労者表彰は、選考の手順、選考委員の選出、表彰式の日程等について協議し、31年2月1日に表彰式を開催することになった。

2つ目の教育長会議について、特別の講師として澤川和宏千葉県教育長

を招き、これからの公務員のあり方、学校教育の役割、若年層職員の指導などについて事例をもとに話をいただいた。

2点目の好学チャレンジ教室について、全ての学校で好学チャレンジ教室を夏季休業中に実施しており、個別指導に取り組んでいる。私も4校訪問した。どの学校も個別支援を行いながら学力向上に取り組んでいた。大学生や地域の支援者が指導している学校もあった。引き続き個別指導を行いながら基礎的学習内容の定着に各学校が努めてまいりたいというふうに考えている。

② 佐倉市スクールガード〈アイアイプロジェクト〉フォーラムについて

【学務課長】

佐倉市スクールガード〈アイアイプロジェクト〉フォーラムについて報告する。

去る7月31日火曜日9時20分から佐倉市中央公民館において第13回佐倉市スクールガードフォーラムを開催したので、報告する。

当日は、茅野達也教育長と小菅広計委員、熊倉夏子委員に出席をいただき、スクールガードボランティア、保護者、学校関係者合わせて148名の皆様方に参加をいただいた。今年度は、前半に千葉県警察本部 よくし隊レディ「あおぼーし」による「防犯意識の向上と自らの身の守り方」という演題で講演をいただいた。参加者からは、講演はわかりやすく、防犯上も重要な内容を教えていただけてとてもよかった、また防犯ブザーの使い道を改めて聞くことができ、子どもの指導に役立てたいなど、子どもの安全確保に役立ったとの感想を多数いただいた。

また、後半は地区交流討論会として、「見守り活動の充実と自らの安全を守る子どもの育成」というテーマで現状や課題を挙げながら、情報や意見の交換をしていただいた。参加いただいた皆様方からは、資料にも掲載されている以外にもながら見守りについて、地域に戻り町内会でぜひ提案したいなどのご意見もいただいている。

今後も引き続き関係機関や地域、保護者、学校が連携を深めながらアイアイプロジェクト活動の裾野を広げ、見守り活動を推進していくことを確認し、閉会とした。

③ 平成30年度第1回佐倉市いじめ対策調査会について

【指導課長】

平成30年度第1回佐倉市いじめ対策調査会について報告する。

8月6日の月曜日に資料別紙のとおりいじめ対策調査会を開催した。初めに、せんだっての教育委員会議で議決をいただいた6名の委員の委嘱を行い、その後昨年度末及び今年度の6月末までのいじめの状況と、今年度のいじめ対策について各調査委員に説明をし、意見交換を行っている。次回は、2月ごろに2回目の調査会を行う予定である。

④ (仮称) 佐倉図書館等新町活性化複合施設の整備について【社会教育課長】

(仮称) 佐倉図書館等新町活性化複合施設の整備についてご報告する。

本年5月にも報告申し上げたが、昨年度は基礎調査を行い、基本構想、基本計画をまとめた。スケジュールについては、ごらんのとおりだが、現時点では平成33年度中の供用開始を目指している。

今年度に行う事業のうち設計業務について、資産管理経営室において株式会社岡田新一設計事務所と8月10日に契約締結したので、報告する。

今後は、市民の意見を聞く機会を設けたり、司書など、市職員と打ち合わせを重ね、基本設計は来年1月末をめどに完成させる予定である。その後、来年9月末までにはより具体的な実施設計を完成させる予定である。同時に、現地の境界を確定させる敷地測量業務を実施しており、建物を建てる位置がある程度決まった段階で基礎くいを打つための事前調査となる地質調査を行う予定である。

⑤ 平成31年度使用教科用図書について 【学務課長】

平成31年度使用教科用図書について報告する。

佐倉市では、7月の定例教育委員会議で採択をしていただき、採択結果を印旛採択地区協議会事務局にご報告をさせていただいたところである。このたび印旛採択地区協議会長から印旛採択地区内の全ての市町教育委員会が同一の教科書を採択いたしましたとの通知をいただいたので、報告をさせていただく。

教科用図書の採択結果や主な採択理由については、平成30年8月31日までは非公開となっている。

⑥ いじめの件数、感染症の状況、熱中症対策について 【指導課長】

いじめの状況について報告する。

月例調査から7月末日までのいじめの状況だが、認知件数は260件報告をされている。前年度の同時期と比較をすると114件の増である。内容は、冷やかしやからかい、悪口等が159件で最も多い状況だった。発見のきっかけとしては、本人からの訴えが104件と最も多くなっている。1学期の傾向として、男子と女子の発生割合はおよそ6対4で男子のほうが多い傾向であった。また、特に小学校4年生、5年生、6年生の発生件数がそれぞれ約50件ずつ報告されている。夏季休業中も残すところ2週間余りとなるので、気になる子どもたちに対しては家庭訪問や電話連絡を積極的に行い、新学期のスタートがスムーズに進むよう指導していく。

感染症について報告する。

前回の会議ですぐに夏季休業に入ってしまったので、1学期間の状況についてお伝えする。1学期最も多かった感染症は溶連菌感染症で、230名が罹患している。次に、水痘が139名、感染性胃腸炎が71名であった。

昨年度同時期最も多かったインフルエンザは、1学期で11名と約20分の1程度の罹患患者であったということである。

熱中症対策について報告する。

2学期の各学校の熱中症対策として、校長会と協議をした結果、9月の3日から21日までの3週間、6校時目の授業をカットし、5時間日課で授

業を編成していただくようにということで各学校に依頼をしたところである。

《報告事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

感染症の追加である。夏季休業に入り大分減ったが、この 1 週間、第 32 週、8 月 6 日から 8 月 12 日で印旛郡内での定点観測は、一番多いのは感染性胃腸炎だが、定点当たり 3.06 である。次に、ヘルパンギーナである。咽頭部のウイルス性の感染症だが、これが 38 件で定点当たり 2.38 なので、このまま 8 月いっぱいはこの感じで行くかと思う。全部の感染症がその前の週と比べて減っているので、インフルエンザが 1 件だけ出ている。あとは、特に目立つところはない。

【委員 1 名より】

いじめ対策調査会について、意見交換が行われているが、どんな意見が委員の方々から出ているか。

【指導課長】

意見交換の内容としては、今回は外国籍の子どもに対するいじめとか、インターネットに係るいじめに関する状況と対策、対応についてどういふふうにやっていくかということで確認をいただいたことと、いじめのアンケート調査の方法について、より効果的なもの、あるいは加害者支援についてフォローすべきことという部分について意見交換がなされた。

【委員 1 名より】

多分活発に意見交換できていると思うが、次回はいつごろ予定されているか。

【指導課長】

2 月の上旬に行う予定である。

【委員 1 名より】

先ほど話にあった熱中症対策についてだが、これは 6 校時カットで 5 校時までを予定しているということだが、部活動等はどのような感じか。

【指導課長】

部活動の活動については、今現在環境省から暑さ指数という形で示されているものがあるので、それにのっとって活動を実際にやる、やらないというようなことを各学校のほうで判断して行っていくという形である。

【委員 1 名より】

では、その日に応じて学校の判断でという形で、全面的に例えばなしになるとかというわけではなく、ある程度行われながらという感じか。

【指導課長】

各学校それぞれの実態があるので、暑さ指数の部分については各学校かなりチェックを細かくしているので、それにのっとってということで対応していく。

【委員 1 名より】

当然先生方の判断というのがその日、その日にあると思うので、ぜひそ

ういったところを大事にお子さんの安全に十分留意していただきたいと思う。

【委員 1 名より】

今の熱中症だが、運動会が9月中で、これについてはどうか。予定どおりされて、練習もそのまま予定どおりやるという、そういうことか。

【指導課長】

中学校の体育祭は、予定どおり9月8日の日に一斉に実施をする予定である。ただ、練習は午前中の時間を中心として、休憩時間を適宜とりながら実施をするようお願いしている。

【委員 1 名より】

かなりことしは厳しいので、先ほど部活の話も出たが、午前中からちょっと熱中症指数が上がっている場合もあるので、その辺十分に注意をしてやっていただければと思う。

【教育長職務代理者】

(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設の整備について、3月のまとめというか、答申というか、その中で今後基本設計等に市民あるいは利用者のニーズを把握して、それを反映させる、そういう方法を検討したいという内容の文言があったかと思うが、このあたりのところはどのようにしてそのニーズ等を今後とも把握されていくのか。

【社会教育課長】

今回の設計においては、公募型プロポーザル方式により受託者を設定した。その公募型プロポーザルの仕様書において、業者のほうで市民意見を反映させるやり方についてご提案くださいと。具体的には、前回行ったようなワークショップでやるのが得意な業者もあれば、利用者アンケートをとったりするのが得意な業者もある、それぞれ業者の得意な分野があるので、それをそれぞれの業者から提案いただいたようなのだが、今回資料にもあるとおり岡田新一設計事務所については、前回の基本調査と同様にワークショップで市民意見を反映させる形が得意ですよというような提案をいただいたので、その形にのっとって機会を捉えてワークショップを実施していくと、このような予定になっている。

【教育長職務代理者】

ぜひすばらしい図書館ができるようお願いしたい。

3 議決事項

議案第1号 平成30年度佐倉市教育費8月補正予算について
教育総務課長より上程議案の説明

内容：資料1ページ、教育費8月補正歳入歳出予算の総括の表である。教育委員会に係る歳入予算は、8月補正として1億2,590万2,000円の増額要求となる。歳出予算については、教育総務費、中学校費に係る8月補正予算として、合計で1,789万4,000円の増額要求となっている。

続いて、資料の2ページ、歳入に係る説明となるが、14款国庫支出金の国庫補助金については、小学校費補助金、中学校費補助金の学校施設環境改善交付金の減額に係るものである。この中に国庫補助金の減額が3事業含まれており、表中の下の欄の21款市債の教育債とあわせて要求をしている。国庫補助金の減額する事業の内訳だが、間野台小学校体育館屋根落下防止対策事業が1,973万5,000円、井野中学校体育館屋根落下防止対策事業が1,232万7,000円、上志津中学校運動場改良事業が933万5,000円の減額となっており、合計については2,166万2,000円の減額となっている。これらは、平成30年度当初予算で計上していたが、間野台小学校と井野中学校においては大規模改造に係る部分の補助金が減額となった。また、上志津中学校においては、運動場改良事業に係る補助金が不採択となったため、この部分の減額を行い、かわりにそれぞれの事業について21款市債の教育債を増額することにより一般財源の負担を軽減しているものとなっている。

なお、この3事業の歳出予算については、平成30年度当初予算に計上しており、今回は歳出予算に係る事業費の変更はないので、歳入に係る財源のみの編成となっている。

次に、15款の県支出金について、委託金29万9,000円の増額は、オリンピック・パラリンピック教育推進校に係る事業を千葉県の委託事業として実施し、経費の増額を委託金として収入するものとなる。対象校は、印南小学校、臼井南中学校、根郷中学校となっており、オリンピック、パラリンピック競技の体験や障害者福祉施設利用者との交流体験等を実施する予定となっている。

次に、歳出予算について資料の3ページ、1款教育総務費、3目教育研究指導費の教育課題研究事業は、先ほどの歳入で説明したオリンピック・パラリンピック教育推進校に係る事業に要する講師への謝礼金、事業用の消耗品として29万9,000円を計上している。

その下の3項中学校費、中学校施設改築・改造事業1,759万5,000円については、根郷中学校及び志津中学校において足の不自由な児童の就学が予定されていることから、手すりの設置、トイレの改修等の工事を行おうとするものである。また、西志津中学校において車椅子を使用する児童の就学が予定されていることから、スロープの設置、トイレの改修工事を行うための費用を増額しようとするものである。

最後に、資料の4ページ、地方債補正の変更に係るものである。先ほどの2ページの歳入で説明した間野台小学校及び井野中学校の体育館屋根落下防止対策事業、上志津中学校の運動場改良事業について、国庫補助金を減額したことにあわせ地方債の限度額を増額するものとなっており、それぞれ8月補正後の限度額は表の中の右の欄に掲げる金額となっている。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

国庫支出金が減額になって市債がふえている。先ほどの話だと、このほうが一般財源に対しての負担が少なくなるという話だが、ただ地方債の限度額が増額されているので、佐倉市としては借金がふえるということ。そうなると、かえって負担になるのではないか。

【教委総務課長】

歳入については、こちらに記載されている国庫補助金、国からの補助金と市債と、それ以外が市の一般財源で賄うものになるが、今回国庫補助金が減額になったことに伴い、その分市債を増額しないとすると、一般財源の予算を使うということになる。まだ8月の段階なので、今後市全体の予算を考えたときに、他の事業でまた増加になるようなものがある。そういったときに、一般財源をここで使ってしまうのはどうかということと、今回は教育施設の改造に係るものなのだが、一度改修すれば将来にわたって長く使えるという部分もあるので、負担としては将来世代に負担を分割していくというのも、それに適したものというふうな考え方をしているので、借金としてはふえることになるのだが、一時的な歳出を抑えて、各年度で分担するという考え方で、今回は市債を増額していくという考えを持っている。

【委員1名より】

借金がふえるのはちょっとと思うが、長い目で見ると大丈夫だという、そういう説明、理解でよろしいか。

【教委総務課長】

補足として、今現在の市債というのは国から金融機関から借り入れるのと民間から借り入れるのと2種類あるが、その利率が非常に低利という状況であり、利率は実際借りるときに変わるのだが、直近で借りた場合、国の利率が0.01%で、民間のほうでも0.27とか、それぐらいのパーセントというのものあり、負担としてはそれほど大きくないという判断をしている。

【委員1名より】

利率は、固定なのか、変動なのか、市債の場合は。

【教委総務課長】

確認いたします。

《議決結果》

可決

議案第2号 佐倉市指定文化財の指定について

文化課長より上程議案の説明

内容：本議案では、鐺木麻賀多神社本殿及び棟札2枚を市指定有形文化財に指定しようとするものである。

指定に当たっては、佐倉市文化財保護条例第33条において文化財審議会にあらかじめ諮問しなければならないこととされていることから、同審議会に諮問していたところ、本年7月25日付で文化財審議会委員長から指定文化財としてふさわしい旨指定理由書を添えて答申されたことから、今回の教育委員会会議に上程させていただいた。

1ページに告示案、2ページに答申書、3ページから4ページに指定理由書、その次に麻賀多神社正面と2枚の棟札の写真をつけている。またあわせて、追加で白黒だが、2つの神社の写真のコピーをつけている。

佐倉市鐺木にある麻賀多神社については、その創祀は不明だが、土井利勝の佐倉城築城以来、城下の総鎮守として藩主、藩士、領民の信仰を集めてき

た。現在の本殿は、天保14年、1843年に堀田正篤、後の正睦が再建したものである。この本殿は、市内では数少ない三間社流造となっており、棟札にも建立年代がはっきりしている上、佐倉藩がかかわって作事を行っていることから、質のよいものとなっている。また、とても立体的な彫刻を多用しているほか、柱を突き抜けたはりや頭貫などの先端を木鼻というが、背面の隅柱の木鼻が通常なら直角に2つつけるところを1つに省略し、白黒でお配りした写真の1枚目に象の鼻をした木鼻が下のところにあると思うが、こちらのことである。通常交差するように2つつけるところを1つに省略しているということである。また、屋根にかかっている側を妻とあって、柱とはりを組んだ構造のことを架構というのだが、その妻の架構とひさしのつなぎ方であったり腰組みで持ち出した縁、これはお配りした白黒の3枚目、建物の周りに縁がめぐっているわけだが、木を組んだ形で支えているといった構造となっている。また、細部の装飾や建物の構造にも江戸時代中期以降の手法、特徴をよくあらわしているということである。これまでの改修については、わかっている中では明治20年に修理があり、その後昭和2年に屋根のふきかえ、平成2、3年ごろに屋根が銅板にふきかえられている。また、20年にも同様に銅板でふきかえが行われている。

なお、棟札については、2枚残っており、大きい棟札はカラーの写真の2枚目にある大きいものですが、こちらは文字自体はちょっとわかりづらいのだが、奉行を初め藩の役人の名前があり、藩がつくった正式なものとなっている。

このように、鐺木の麻賀多神社については、その本殿などが大変貴重ではあるが、このこととともに、近世以後の佐倉にとって重要な位置を占める歴史的、文化的な意味を持つ神社であることもあって、市指定文化財に指定できればと考えている。

【委員1名より】

この指定というのは、本殿と棟札ということか。

【文化課長】

そのとおりである。

【委員1名より】

指定理由書について、本殿のことは書いてあるのだが、棟札については余り、最後のところでなぜ指定するかというのが書いていないように思うのだが、その辺はどうなのか。

【文化課長】

この棟札により、この建物がいつ建てられたかということがはっきりする、それを証明する貴重なものということで、本殿、社殿とあわせて指定をさせていただきたいと考えている。

【委員1名より】

指定の名称を見ると、本殿つきの棟札2枚と書いてあるのだが、主のほうに棟札2枚に重きが置かれているように読める。

それから、棟札の指定理由がどこに書いてあるのか。本殿は確かに最後この本殿はというのがあっているのだが、そこはどうか。

【文化課長】

指定については、本殿に付随して棟札2枚ということで、あくまでも主は本殿であるが、この棟札そのものが存在しているということが非常に貴重だということである。佐倉藩によってつくられている棟札も2種類存在しているということもあり、あわせての指定とさせていただいたところである。

【委員1名より】

文化財の指定の名称とかについては詳しくないので、わからないのだが、そうするとこれは別に棟札は単に理由づけだけということではないのか。そうすると、指定するものは本殿だけでいいということにならないか。棟札を指定するのだったら、棟札についての理由も書いておかないと指定にはならないような気がするが、どうか。

【文化課長】

通常そういう建物を建てたときに記録として残す、いつ誰が建てたというようなことを残すものなので、本殿に直接墨書きされているようなケースもあるのだと思うが、この場合はしっかりとした棟札が残されているところで、この本殿が建立された時代証拠などの問題を証明するものという意味であわせて指定をさせていただきたいということである。

【委員1名より】

指定に関して、余り異論はないのだが、理由書がついているのだったら、きちっとそこまで書かないと理由にはならないのではないかなど、そういう意見である。棟札の重要性はわかっているので、せっかく指定理由があるのだから、棟札はその本殿を建立したときの貴重な資料であるので、あわせて指定するというふうには書けばすっきりしているのではないかと、そういう意見である。

【文化課長】

この内容については、あくまでも審議会委員長名で答申された内容になるので、その答申の時点で審議会のほうでそこまで記載の必要性がなかったと判断されたのかもしれないのだが、これを受けての今回の指定になるので、こちらからその答申内容についてこうしてくれという形ではなかなか言えない部分があるので、このような形になっている。

【委員1名より】

確かに答申ってそのとおりなので、ちょっと言葉足らずだなと、そういう印象である。わかった。

【教育長職務代理者】

よろしいか。

【委員1名より】

ちょっとすっきりはしない。

【教育長職務代理者】

棟札については、答申の原文のところにつけたり、附になっているから、天保14年に再建した、その証拠だよということだろうと思うが、今委員から疑問が出されました。また、機会があったら、こういう理由書が専門分野としてどう扱われているかを確認していただければと思う。それでよろしいか。

【委員1名より】

はい。

《議決結果》

可決

議案第3号 佐倉市指定文化財の指定について

文化課長より上程議案の説明

内容：本議案では、大佐倉八幡神社本殿を市指定有形文化財に指定しようとするものである。

指定に当たっては、第2号議案の麻賀多神社と同様、本年7月25日付で文化財審議会委員長から指定文化財としてふさわしい旨の指定理由書を添えて答申されている。

資料についても2号と同様に、1ページに告示案、2ページに答申書、3ページから4ページに指定理由書、その次に指定の対象である大佐倉八幡神社の写真を添えている。

大佐倉八幡神社だが、こちらもその創祀は不明である。明応4年、1494年に本佐倉城主の千葉勝胤から、同じく弘治3年、1557年に千葉胤富から田地が寄進されたと伝えられているほか、佐倉城の北側に神社が隣接することから、本佐倉城の鎮守の一つであったと思われる。本殿の建立やその後の沿革についても不明なところが多いが、建築様式の手法から見ると江戸時代初期、17世紀初期から中期ごろと考えられるとのことである。形式は、麻賀多神社と同じ流造ですが、こちらは間口が8尺に満たない一間社流造で、規模は小さいものとなっている。また、神社の外側にある縁だが、麻賀多神社は本殿の柱のほうから組み物の形で支えていたのに対して、八幡神社では柱を立てて縁を支える伝統的な手法が見られる。そのほか、高さの違う柱をつなぐはりの一種で海老虹梁と呼ばれるもの、この海老虹梁は写真を見ていただくと、最初の麻賀多神社のものは最後のページに出ていて、湾曲したはりがあると思うが、これが海老虹梁、これは麻賀多神社のものだが、八幡神社については2枚目の下の段になる。ちょっと湾曲したもの、海老のようにちょっと曲がっているということで海老虹梁となる。この海老虹梁と呼ばれるのが取りつけの位置が違っていたり、高さが違っていているということ、また彫刻などの装飾も麻賀多神社のものとは比べて非常にシンプルですっきりしたものとなっている。

先ほどちょっと触れた動物の象をあらわした木鼻を比較していただくと、八幡神社のほうが一番最後の下のほうに象の木鼻というふうに書かせていただいているが、この八幡神社については直接木鼻に象を掘り込んでいるが、麻賀多神社のものは木鼻に象の彫刻を別につくったものをかけて懸鼻という形をとっているというような、そういった違いがある。こういった点などもその時代の特徴をあらわしている。

このように大佐倉八幡神社の本殿は、佐倉市内では最古に属する本殿の遺例であり、組み物、基本的な構造部分、ひさしのつなぎ方や縁といった各部のものは中世以来の伝統的な形式を受け継いでおり、また細部のつくりや装飾などは江戸時代初めの手法をよく示している。

修理については、第二次世界大戦後に軒から上の部分と縁回りについて行われているようであり、現在の屋根はカラー鉄板ぶきになっている。

以上、この写真と次の説明ではなかなかイメージできない部分があつて大変わかりづらいとは思ふが、先ほどの麻賀多神社と比較するとこの構造、細部の装飾などに時代の差が顕著に出ている。このように、佐倉の現存する江戸時代の神社の中でも一番古い部類のものと先ほどの麻賀多神社は新しいもの、これを指定して、それぞれの本殿については佐倉の建築文化を知る上でとても貴重なものであり、大佐倉八幡神社本殿につきましても指定文化財に指定できればと考えている。

【委員1名より】

指定すると、この効果というのはどういうところにあるのか。例えば行政の責任があるとか管理者が直すときにいろいろ制限を受けたり、そういうのはいろいろ波及してくるのか。

【文化課長】

指定や登録にすることで、今後保存、改修する中で公費がある程度そこに使えたりとか、そういうメリットがある。指定については、手を加える場合は必ず届け出が必要になってくるので、指定にならないとその持ち主の判断で改変をされたり、最悪の場合、壊されてしまうというようなこともあるので、そういった意味でも残していくというところで今回の指定は非常に効果的なものだと考えている。

《議決結果》

可決

4 教育長閉会宣言

※次回の日程の確認

平成30年9月定例会 9月19日（水）午後2時00分より
1号館3階会議室